

## ペットの所有

新しいペットを飼うことは、家族全員にとって非常にエキサイティングな時です。同時に、ペットを安全な環境に置き、他人に迷惑をかけないようにする責任もあります。

### ペットのオーナーのためのトップ重要なヒント

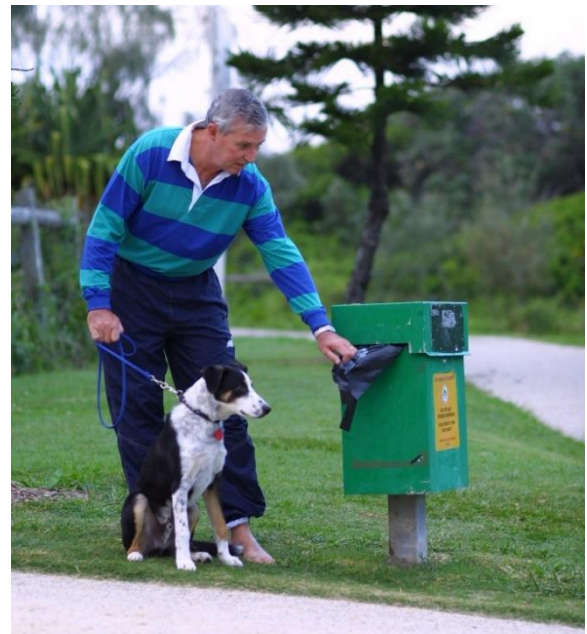
- ペットは12週齢に達したら登録する必要があります。
- ペットにマイクロチップを付けます。ペットが迷子になったり、盗まれた場合、チップにはあなたの連絡先そして所有者であることの証拠が含まれているので、ペットを見つける可能性が高くなります。
- 不用意に子犬や子猫が生まれないためにも、ペットを去勢してください。
- ペットがご自宅あるいは庭から迷い出ないように、適切な囲いを用意します。
- ご自宅や公共の場では、犬の糞を拾って処分してください。
- 愛犬を社会に適合させ、訓練してください。これにより、過度に吠えたり、穴を掘ったりすることが少なくなります。
- 犬用の公園および放飼にできる領域については、サンシャインコーストカウンシルのウェブサイト [www.sunshinecoast.qld.gov.au](http://www.sunshinecoast.qld.gov.au) の「生活およびコミュニティ」タブをクリックしてください。犬を放し飼いにする前に、標識を確認してください。

違反

犬が登録されていない場合、あるいは放飼できないところで放し飼いになっている場合、罰金が課される場合があります。

違反通知を受け取った場合、罰金の支払い方法の詳細については通知の裏側をお読みください。

罰金の支払いにお困りの場合は、このファクトシートの最後に市役所の連絡先があります。



### 登録とマイクロチップ

犬と猫は、12週齢に達したときに登録する必要があります。6ヶ月未満のペットの登録は無料です。

年間登録料は毎年9月30日に支払う必要があります。去勢された、マイクロチップのあるすべてのペットは登録料が割引されます。

犬または猫を販売または譲渡する場合、所有権を移す前に、所有者、住所、電話番号など、マイクロチップ登録の詳細を変更する必要があります。

### ペットはどこで登録できますか？

- My Council からオンラインで登録できます。ファクトシート「動物をオンラインで登録する方法」を参照してください。または
- 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間、市役所を訪問してください

### 迷子になったペット

まずはじめに、ペットの登録タグまたはマイクロチップによって飼い主が識別できる場合、市役の担当者は迷子になった犬や猫を飼い主に返します。

市役所が動物の飼い主を特定できない場合、または飼い主が家にいない場合、その動物はシッピーダウンズのサンシャインコースト動物収容所で世話されます。

収容所から動物を引き取るには手数料が必要です。

ペットが迷子になった場合、または迷子になったペットを見つけた場合は、このファクトシートの最後にある詳細に従い、役所に連絡してください。



## 多文化ウェルカムハブ

サポートを受ける場所、人と会う方法、新しいコミュニティを探索する方法をご覧ください。他の移民の話聞いてください。

[www.sunshinecoast.qld.gov.au/multicultural](http://www.sunshinecoast.qld.gov.au/multicultural)

## 言語でお困りですか？

英会話や英語の理解にお困りの場合は、131 450 の翻訳通訳サービス (TIS) に電話し、5475 7272 のサンシャインコースト市役所への転送をリクエストできます。



## オンライン情報の翻訳

Google Chrome を使用して、ウェブページを別の言語に翻訳できます。この機能を有効にするには、次の手順に従います。

- パソコンで Chrome を開きます。
- 右上の[詳細設定]をクリックします。
- 下部にある[詳細設定]をクリックします。
- [言語]の下にある[言語]をクリックします。
- 「理解しない言語で書かれたページを翻訳する」をオンまたはオフにします。

2019 年 8 月現在

Sunshine Coast Council  
[www.sunshinecoast.qld.gov.au](http://www.sunshinecoast.qld.gov.au)  
mail@sunshinecoast.qld.gov.au  
T 07 5475 7272 F 07 5475 7277  
Locked Bag 72 Sunshine Coast Mail Centre Qld 4560